

# 健保だより

組合ホームページ

アドレス: www.jgckenpo.or.jp

ユーザー名: jgckenpo (ジェージーシーケンポ)

パスワード: kumiaihp (クミアイエイチピー)



## 予算報告

平成26年度の健康保険と介護保険の予算(案)が、去る2月20日に開催された第134回組合会において承認されましたので、その概要についてお知らせします。

## 健康保険

### 経常収支

健康保険の予算は、経常収支で平成20年度から7年連続の赤字予算となりました。

健康保険収入は、平成25年度予算と比較して微増する見込みですが、保険給付費および高齢者医療制度を支えるための納付金等の2つの経費の合計額だけで3,234百万円と、健康保険収入2,781百万円を453百万円上回ります。

この結果、経常収支は715百万円の赤字が見込まれますが、別途積立金から700百万円を繰り入れることで、健康保険料率は平成25年度と同率の65%に据え置きました。(表1/図1を参照)

図2は平成21年度から平成25年度の健康保険料率別の組合数の推移で、当組合の健康保険料率65%は、他の健康保険組合と比較して、かなり低い料率であることがわかります。しかし、当組合の平成26年度予算における実質保険料率は79.96%となっており、今後も厳しい財政状況が続く見込みであり、健康保険料率65%を維持することが困難な状況になってきています。

表1 平成26年度予算概要表(健康保険勘定)

収入		支出	
科目	予算額(千円)	科目	予算額(千円)
健康保険収入	2,780,962	保険給付費	2,242,980
繰入金	700,001	納付金等	990,661
(内別途積立金繰入)	(700,000)	保健事業費	193,102
財政調整事業交付金	38,271	事務費	83,175
調整保険料収入	62,645	財政調整事業拠出金	62,646
雑収入・その他	19,676	予備費・その他	28,991
収入合計	3,601,555	支出合計	3,601,555
経常収入	2,800,635	経常支出	3,515,326
		経常収支差引額	▲714,691

図1 平成22年度～平成26年度の経常収支額の推移

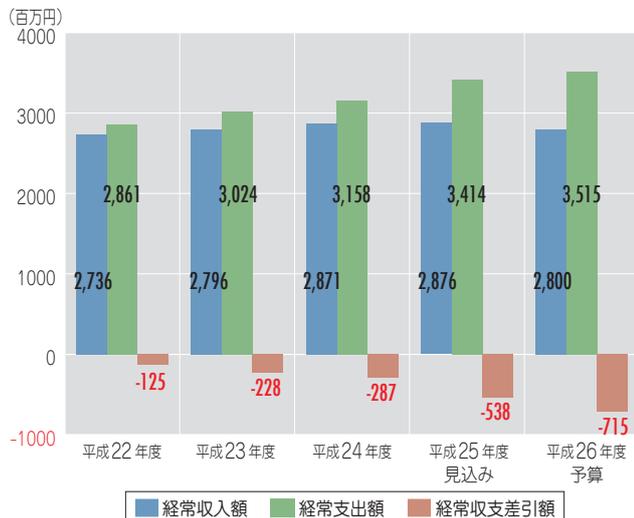
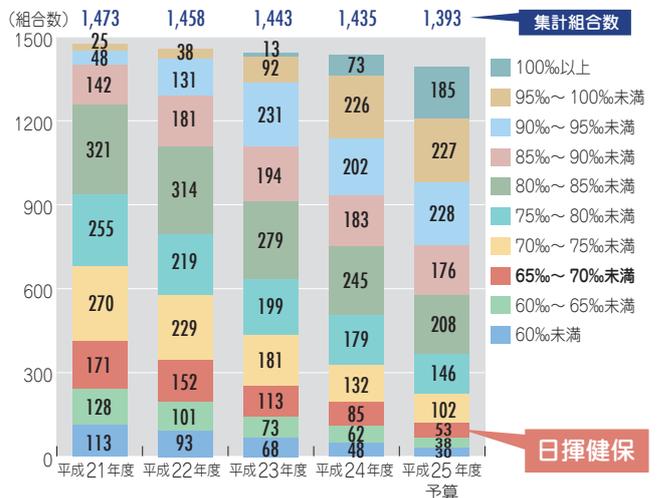


図2 平成21年度～平成25年度健康保険料率別組合数の推移



(出典: 予算/決算集計(健保連))

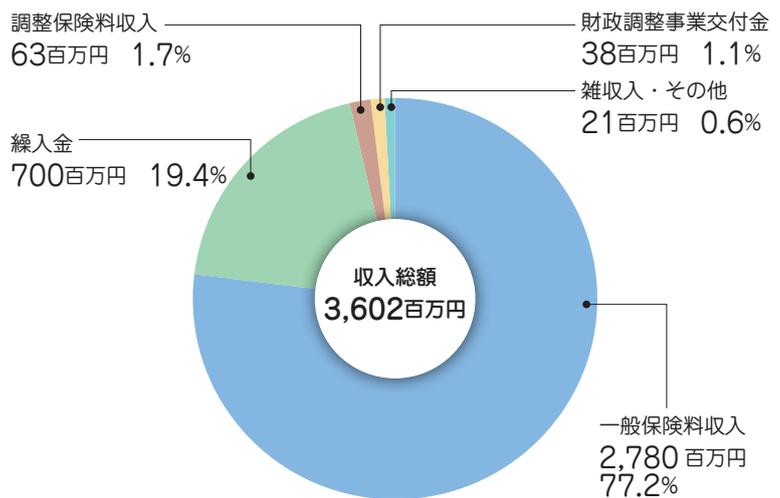
## 収入額

収入の大半を占める健康保険収入は、平成25年度予算比0.39%増の2,781百万円（内一般保険料収入は2,780百万円）と見込みました。

経常収支がマイナスとなるため700百万円の別途積立金の繰り入れを行います。

調整保険料収入、財政調整事業交付金、雑収入・その他を含め、収入総額は3,602百万円となります。（内訳は右グラフを参照）

## ●平成26年度一般勘定予算（収入額）



## 支出額

保険給付費と納付金等で支出総額の89.8%を占めています。保険給付費は平成25年度予算比3.21%増の2,243百万円、納付金等は同比2.07%減の991百万円で、保健事業費、事務費、予備費・その他を含め、支出総額は3,602百万円となります。（内訳は右グラフを参照）

図3は、平成22年度から5年間における一般保険料収入に対する義務的経費（保険給付費・納付金等）と任意的経費（付加給付費・保健事業費・事務所経費）とその割合の推移です。

義務的経費は、一般保険料収入を超過しており、平成26年度予算では一般保険料収入の2,780百万円を383百万円超過する見込みです。

すでに一般保険料収入だけでは義務的経費を賄うことは困難な状態となっています。

## ●平成26年度一般勘定予算（支出額）

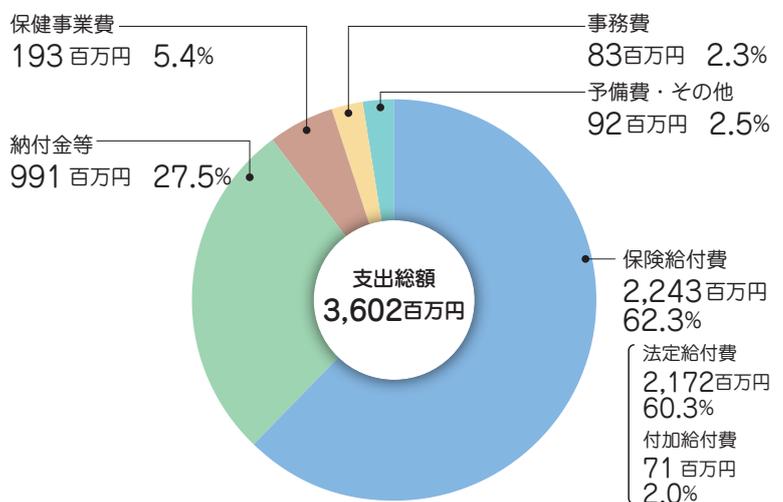
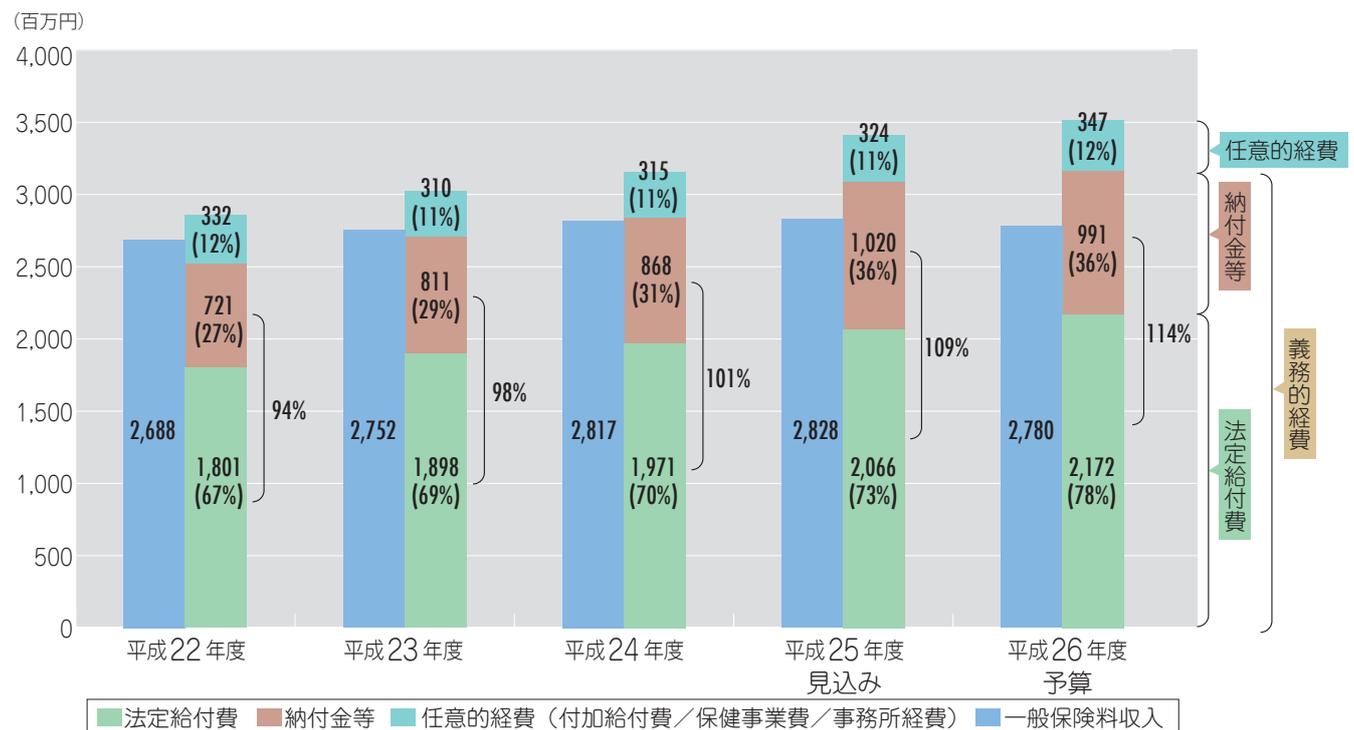


図3 義務的経費および任意的経費とその割合の推移



## 介護保険

介護納付金は、1人当たりの年間負担見込額が平成25年度よりも増加するため、平成25年度予算比3.07%増の314百万円となる見込みですが、介護準備金から42百万円を繰り入れることで、介護保険料率は平成25年度と同率の10.2%に据え置きました。(表2を参照)

表2 平成26年度予算概要表(介護保険勘定)

収入		支出	
科目	予算額(千円)	科目	予算額(千円)
介護保険収入	272,634	介護納付金	313,567
繰入金	42,000	介護保険料還付金	300
雑収入	16	積立金	783
収入合計	314,650	支出合計	314,650

## 保険料率等

平成26年度の保険料率および任意継続被保険者・特例退職被保険者の標準報酬月額は、次のとおりです。

保険料率	
健康保険料率	65.00 %
一般保険料率	63.61 %
基本保険料率	40.97 %
特定保険料率	22.64 %
調整保険料率	1.39 %
介護保険料率	10.20 %

標準報酬月額	
任意継続被保険者	470,000円 標準報酬月額または資格喪失時の標準報酬月額のいずれか低い方となります。
特例退職被保険者	240,000円

## 重点事業

平成26年度は、医療費の支出を抑えるための取り組みとして、次の項目を重点事業として実施します。

### 【特定健診等事業】

特定健康診査・特定保健指導は、第2期の実施計画に基づき、平成26年度も人間ドック・婦人健診に包含して実施します。健診は健康管理の基本であり、データヘルス計画の基礎データとしても利用します。

### 【保険給付の適正化】

1. 柔道整復師の療養費について、負傷部位や原因の調査により不正な請求等を排除するため専門業者に委託し、より厳正な内容点検を行い、医療費を抑制します。
2. 後発医薬品の使用促進について、引き続き啓発に取り組みます。
3. 被扶養者の認定の適否の確認および無効となった被保険者証の回収を目的に、被保険者証の検認を平成26年度は日揮を対象として6月に実施する予定です。

### 【データヘルス計画策定】

平成25年6月に閣議決定された「日本再興戦略」の中の「国民の健康寿命の延伸」を目指す新たな取り組みの1つで、データ分析に基づく健康づくり事業の計画を平成26年度中に策定し、平成27年度から実施します。その概要について、ご紹介します。



## データヘルス計画の概要

### 背景 1

医療情報の電子化が進み、健保組合には大量の電子データが蓄積されています。医療機関の診療報酬明細書(レセプト)は現在92%が電子化され、平成20年度から始まった特定健康診査・特定保健指導も標準化されたデータとなっています。加入者個々の健康状態の変化を把握できるようになり、1人ひとりに適した健康づくり事業を行う環境が整ってきています。

### 背景 2

高齢化の進行とともに医療費は増加を続けています。病気を未然に防いで健康寿命を延ばし、将来の高額な医療費の発生を抑えることを目指しています。

### 国の推進

「データヘルス計画」は、政府が推進する「日本再興戦略」に盛り込まれています。厚労省は「健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」を改定し、同計画の実施を明文化しました。加入者の健康づくりや予防活動を推進することが健保組合の本来の業務であり、保険者機能を発揮し、それを「見える化」することが求められています。

### スケジュール

平成26年度中にすべての健康保険組合がデータヘルス計画を策定し、平成27年度から実施します。

#### 「医療費データ」と「特定健診データ」を活用

医療機関からの診療報酬明細書(レセプト)を分析するほか、特定健康診査・特定保健指導のデータと突き合わせます。

#### 健保組合や事業所ごとの健康状態や医療費の状況を把握

他の健保組合や事業所間で比較をして、健康状態や医療費の状況などの特性を把握します。

#### 保健事業の効果の高い対象者を抽出

健診で「要治療」となっているのに受診していない人や、糖尿病の治療をやめてしまった人など、生活習慣病予防や医療費適正化の効果が高い対象者を抽出します。

#### 効果の高い健康づくり事業を実施

個人々の状況に応じた情報提供や、保健指導、受診勧奨など、より効果の高い健康づくり事業を計画し、実行します。

#### P D C A サイクルによるレベルアップ

健康づくり事業を行って終わりではなく、効果を検証し、改善して、次年度の事業に反映させます。



## 保健事業

平成26年度は、次の保健事業を実施しますので、ご利用ください。詳細につきましては、当組合のホームページをご覧ください。

📞 (アドレス : [www.jgckenpo.or.jp](http://www.jgckenpo.or.jp)  
ユーザー名 : jgckenpo、パスワード : kumiaihp)

事業項目	事業内容
疾病予防	①特定健康診査・特定保健指導(40歳以上) ②人間ドック・婦人健診 ③脳ドック ④肺がん検診 ⑤胃・大腸健診 ⑥歯科健診 ⑦PET検診 ⑧ココロの相談ダイヤル ⑨インフルエンザ予防接種補助
保健指導宣伝	①『健保だより』の発行 ②『赤ちゃん和妈妈』『お医者さんにかかるまで』の配付 ③『すこやか』『ばらんす』の配付 ④医療費通知 ⑤健保連共同宣伝 ⑥データヘルス計画策定
体育奨励	①各種競技会利用補助 ②海の家・プール利用補助
契約保養所	①山中湖保養所 ②JTB・トップツアー契約保養所 ③組合契約保養所
健康増進施設	エグザス利用補助(コナミスポーツ)

消費税率の引き上げに伴い、平成26年4月1日より次の料金(税別表示)となりました。〔( )内は消費税込の料金〕

- 山中湖保養所の食事料金：朝食600円、夕食1,700円、計2,300円(朝食648円、夕食1,836円、計2,484円)
- エグザス利用補助：都度会員利用者負担額574円(620円)

## 組合加入事業所の動き

平成26年4月1日付で、「日揮触媒化成(株)北九州事業所」は廃止され、「日揮触媒化成(株)本社」に統合されました。

# 法改正

平成26年4月1日以降変更となります健康保険関係の法改正についてご紹介します。

## ◎平成26年4月の改正

### 診療報酬改定

診療報酬とは、医療サービスを受けた際に医療機関等に支払われる公定価格のことで、2年一度見直しています。その内訳は、医師や薬剤師等の技術料にあたる本体部分と医薬品と医療材料の薬価部分に分けられます。平成26年度の改定では、消費税増税に伴う医療機関等の仕入れ負担増の対応に必要な額（5,600億円＝改定率1.36%、内訳は本体部分0.63%、薬価部分0.73%）が確保されました。本体部分は0.73%の引き上げとなり、薬価部分は市場の実勢価格に応じて0.63%の引き下げとなり、診療報酬全体では0.1%の引き上げとなりました。

診療報酬の全体改定率+0.1%	
本体部分 +0.73% (+0.63%)	薬価部分 ▲0.63% (+0.73%)
医科 +0.82% (+0.71%)	薬価 ▲0.58% (+0.64%)
歯科 +0.99% (+0.87%)	材料価格 ▲0.05% (+0.09%)
調剤 +0.22% (+0.18%)	—

( )内は、消費税率引き上げに伴う医療機関等の仕入れ負担増への対応分

4月から変わる主な医療費	
初診料	2,700円 → 2,820円 (810円 → 846円)
再診料	690円 → 720円 (207円 → 216円)
歯科の初診料	2,180円 → 2,340円 (654円 → 702円)
歯科の再診料	420円 → 450円 (126円 → 135円)
調剤基本料	400円 → 410円

( )内は、自己負担3割の場合の料金

### 70歳から74歳の医療費自己負担割合

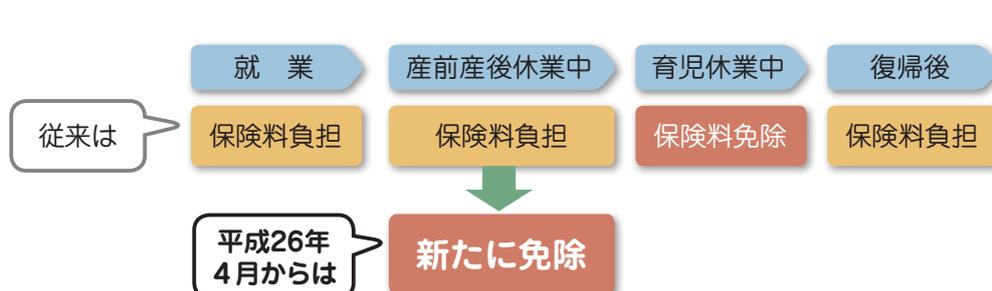
70歳から74歳までの被保険者等に係る一部負担金割合については、平成20年度以降、軽減特例措置により1割に据え置かれていましたが、平成26年4月1日以降は、次のとおりとなりました。

- 平成26年3月31日以前に70歳に到達した（昭和14年4月2日から昭和19年4月1日生まれ）被保険者・被扶養者引き続き一部負担金等の軽減特例措置の対象となり、平成26年4月1日以降の療養に係る一部負担金等の割合は**1割のまま**となります。
- 平成26年4月1日以降に70歳に達した（昭和19年4月2日以降生まれ）被保険者・被扶養者70歳に達する日の属する月の翌月以後の診療分から、療養に係る一部負担金等の割合は**2割**となります。  
(注) 自己負担割合が2割となっても、70歳から74歳の一般所得者の高額療養費の自己負担限度額は、これまでどおり入院44,400円、外来12,000円となります。

### 産前産後休業期間中（産前42日、産後56日）の事業主および被保険者の保険料免除

従来の育児休業期間中の保険料免除に加え、事業主からの申し出により産前・産後の休業期間中も被保険者（本人）および事業主の保険料が免除されます。これまで、育児休業期間中については同様の免除が行われてきましたが、次世代育成の観点から、新たに産前・産後休業期間中（平成26年4月30日以降に産休が終了する方から）についても免除されることになりました。

また、育児休業を取得しないで産前・産後休業後に復職される方で、勤務時間短縮等により報酬が低下した場合には、育児休業終了時改定と同様、被保険者（本人）申し出により標準報酬月額を改定することができるようになりました。



◎平成26年8月の改正

高額介護合算療養費制度の算定基準額(限度額)

高額介護合算療養費の介護合算算定基準額については、下表のとおり改正されます。ただし、高額介護合算療養費の計算期間は、前年8月1日から当年7月31日までのため、高額療養費の改正が計算期間の途中である平成27年1月に行う予定となっていることから、平成26年8月1日から平成27年7月31日までの間の介護合算算定基準額については、従前の介護合算算定基準額の12分の5の額と改正後の介護合算算定基準額の12分の7の額を合算した額とする経過措置を設けることとなりました。

平成26年7月まで(見直し前)				平成26年8月から平成27年7月まで(見直し後)			
区分	後期高齢 + 介護保険	被用者または国保 + 介護保険		区分	後期高齢 + 介護保険	被用者または国保 + 介護保険	
		70歳～74歳 がいる世帯	70歳未満 がいる世帯			70歳～74歳 がいる世帯	70歳未満 がいる世帯
現役並み所得者	67万円	67万円	126万円	標準報酬月額	83万円以上	67万円	176万円
一般所得者	56万円	56万円	67万円		53万円～79万円	67万円	135万円
低所得者Ⅱ(注1)	31万円	31万円	34万円		28万円～50万円	56万円	67万円
低所得者Ⅰ(注2)	19万円	19万円			26万円以下	56万円	63万円
				低所得者Ⅱ(注1)	変更なし	変更なし	変更なし
				低所得者Ⅰ(注2)	変更なし	変更なし	変更なし

(注1)低所得者Ⅱ：住民税非課税、年金収入80～160万円  
(注2)低所得者Ⅰ：住民税非課税、年金収入80万円以下

◎平成27年1月の改正(予定)

高額療養費の見直し

今回の改正は負担能力に応じた負担を求める観点から、低所得者に配慮し、下表のとおり高額療養費の自己負担限度額(算定基準)が設定されるようになります。

70歳未満(見直し前)		70歳未満(見直し後)	
区分	月単位の上限額	区分	月単位の上限額
上位所得者 標準報酬月額 53万円以上	150,000円+ (医療費-500,000円)×1% 〈4カ月目～：83,400円〉	標準報酬月額	83万円以上 252,600円+(医療費-842,000円)×1% 〈4カ月目～：140,100円〉
一般所得者 (上位所得者・ 低所得者以外)	80,100円+ (医療費-267,000円)×1% 〈4カ月目～：44,400円〉		53万円～79万円 167,400円+(医療費-558,000円)×1% 〈4カ月目～：93,000円〉
低所得者 (住民税非課税)	35,400円 〈4カ月目～：24,600円〉		28万円～50万円 80,100円+(医療費-267,000円)×1% 〈4カ月目～：44,400円〉
			26万円以下 57,600円 〈4カ月目～：44,400円〉
		低所得者 (住民税非課税)	変更なし

70歳以上(見直し前)			70歳以上(見直し後)				
区分	月単位の上限額		区分	月単位の上限額			
	外来 (個人ごと)			外来 (個人ごと)			
現役並み 所得者	標準報酬月額 28万円以上	80,100円+ (医療費-267,000円)×1% 〈4カ月目～：44,400円〉	70歳～74歳 (窓口負担額が 3割・2割負担の者)	現役並み 所得者	標準報酬月額 28万円以上	変更なし	変更なし
一般 所得者	現役並み所得者 ・低所得者以外	12,000円		一般 所得者	標準報酬月額 26万円以下	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ(注1)		24,600円	低所得者Ⅱ(注1)		変更なし	変更なし	
低所得者Ⅰ(注2)	8,000円	15,000円	低所得者Ⅰ(注2)		変更なし	変更なし	

(注1)低所得者Ⅱ：住民税非課税、年金収入80～160万円  
(注2)低所得者Ⅰ：住民税非課税、年金収入80万円以下  
〈〉は、多数回該当の場合の自己負担限度額

・70歳～74歳(窓口負担額が1割負担の者)  
・75歳以上  
据え置き